

○桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例

(平成 17 年 05 月 13 日 桐生市条例第 85 号)

改正 平成 25 年 12 月 26 日条例第 37 号 令和元年 6 月 28 日条例第 2 号
令和 3 年 3 月 24 日条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、桐生市森林公園(以下「森林公園」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市は、森林を保護するとともに、その利用増進を図ることにより、市民の休養及び研修の場とするため、森林公園を設置し、その名称及び位置を次のように定める。

名 称	位 置
桐生市花見ヶ原森林公園	桐生市黒保根町下田沢国有林地内
桐生市利平茶屋森林公園	桐生市黒保根町下田沢国有林地内

(施設)

第 3 条 森林公園に別表第 1 に規定する施設(以下「施設」という。)を置く。

(休園日)

第 4 条 公園の休園日は、11 月 1 日から翌年 4 月 28 日までとする。

2 市長は前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、休園日を変更し、臨時に休園し、又は施設の一部を休止することができる。

(使用の許可)

第 5 条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を毀損するおそれがあると認められるとき。

(3) その他管理上支障があると認められるとき。

2 前項に規定する許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、その使用目的を変更し、又は使用の取消しをしようとするときは、市長に届け出て、その許可を受けなければならない。

3 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前 2 項の許可に条件を付することができる。

(使用の許可の取消し)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、その使用条件を変更し、又は使用を停止させ、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

(1) 施設の使用を他人に転貸し、又はその使用の権利を譲渡したとき。

- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたことが判明したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 災害その他の事故により施設等の使用ができないと認めたとき。
- (5) その他市長が、使用することを不相当と認めたとき。

2 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第7条 施設の使用料は、別表第2に定めるとおりとする。

2 前項に規定する使用料は、使用の許可を受けた際、納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、使用料を後納させることができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 施設の管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、施設の施設等を使用することができないとき。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の施設等の制限)

第11条 使用者は、許可なくして施設に特別の設備をし、又は既存の施設に変更を加えてはならない。

(行為の制限)

第12条 使用者は、施設及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が管理上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

- (1) 行商、露店商及び募金その他これに類する行為
- (2) 工作物その他の施設を設けること。
- (3) 竹木を伐採し又は採取すること。
- (4) 指定された場所以外に車を乗り入れ、又は駐車すること。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、施設の使用を終えたときは、直ちに施設内外を清掃し、施設備品を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第 14 条 使用者は、故意又は過失により施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第 16 条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。

(指定管理者による管理)

第 17 条 市長は、森林公園の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に森林公園の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務等)

第 18 条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 森林公園の使用の許可に関すること。
- (2) 森林公園の施設及び設備等の維持管理に関すること。
- (3) その他施設の管理上、市長が必要と認める業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつて、第 5 条、第 6 条及び第 12 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 19 条 第 17 条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において当該指定管理者は、桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成 17 年桐生市条例第 1 号)に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に森林公園の管理を行わなければならない。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 6 月 13 日から施行する。

(黒保根村の編入に伴う経過措置)

- 2 黒保根村の編入の日前に、黒保根村森林公園の設置及び管理に関する条例(昭和63年黒保根村条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年12月26日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例施行の際既に改正前の桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例の規定により、使用の許可を受け、使用料の納付をしているものについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月28日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例施行の際既に改正前の桐生市立学校施設使用条例の規定、改正前の桐生市市民文化会館の設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市立青年の家設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市有鄰館条例の規定、改正前の桐生市立新里郷土文化保存伝習館の設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生スケートセンター条例の規定、改正前の桐生境野球場の設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市新里総合センターの設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市新里温水プールの設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市斎場条例の規定、改正前の桐生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定、改正前の桐生市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市工場アパートの設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市職業訓練センターの設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市黒保根町山村開発センターの設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市黒保根町交流促進センターの設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市ふるさと探訪ふれあい館の設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市都市公園条例の規定、改正前の桐生市南公園の設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市行政財産使用料条例の規定、改正前の桐生市手数料条例の規定及び改正前の桐生市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定により、使用の承認又は許可を受け、使用料の納付をしているものについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月24日条例第6号)

(施行期日)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

名 称	施 設 名	数 量
桐生市花見ヶ原森林公園	1 管理棟	1 棟
	2 バンガロー	18 棟
	3 休憩所	1 棟
	4 共同炊事場	2 棟
	5 共同便所	1 棟
	6 林間広場	2 面
	7 駐車場	2 箇所
	8 シャワー室	1 棟
	9 食堂	1 棟
	10 その他付帯施設	1 式
桐生市利平茶屋森林公園	1 管理棟	1 棟
	2 バンガロー	10 棟
	3 休憩所	1 棟
	4 共同炊事場	3 棟
	5 共同便所	3 棟
	6 東屋	16 棟
	7 多目的広場	1 面
	8 駐車場	2 箇所
	9 林間広場	1 面
	10 その他付帯施設	1 式

別表第2(第7条関係)

施 設 名	区 分	使用料	説 明
バンガロー	6人用 1棟1泊	5,230円	寝具別 心身障害者団体 半額
	20人用 1棟1泊	15,710円 2分の1使 用 7,850円	

テントサイト	利用料	1人1泊	大人(中学生以上)	200円	
			小人(3歳以上)	150円	
	持込みテント 1張につき1泊			830円	
バーベキュー施設	花見ヶ原森林公園	1人1回 2時間	大人(中学生以上)	200円	宿泊者は除く。
			小人(3歳以上)	150円	
	利平茶屋森林公園	炉1基2時間当たり		1,040円	
管理費	大人(中学生以上) 1人1回			200円	環境衛生協力金
	小人(3歳以上) 1人1回			100円	